

くらしの安心情報

情報ファイル NO.242

令和4年9月12日

脱毛エステ店で1年コースを契約しました。仕事の都合で続けられなくなり、解約を申し出たところ、強引に引き止められました。対処法は…。

相談内容

【相談者 19歳 男性】

3か月前、脱毛エステ店に行き1年コース(約20万円)を契約し、これまで数回利用しました。その後、仕事が忙しくなり施術を続けられなくなったので中途解約を申し出たところ、「サービスを付加する。価格を下げる。」などと強引に継続を勧められ困っています。どうしたらよいでしょうか…。

対処方法

この相談のように、20歳前後の若者から脱毛エステの相談が寄せられており、最近では男性からの相談も増えています。エステティックサービス(1)は、契約期間が長期にわたり、消費者の様々な事情変更により継続が困難になることもあるのが特徴で、特定商取引法の「特定継続的役務提供」として、クーリング・オフ(2)や中途解約(3)が定められています。

○ 相談者には、クーリング・オフ期間は過ぎているが、理由を問わずに、決められた解約料を支払って中途解約できることを説明し、継続意思がないのであれば、強引に継続を迫られてもきっぱり断るよう助言しました。

- (1) エステティックサービスは、契約金額が5万円を超え、かつ契約期間が1か月を超えるものが対象。
- (2) 契約書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、無条件に契約解除できる制度。
- (3) 中途解約は、将来に向かって契約の効力を失わせることができます。消費者は、提供済みの対価と一定の解約料を支払います。

成年年齢引下げにより、18・19歳は一人で契約できる反面、「未成年者取消権」が使えなくなりました。トラブルに巻き込まれないよう注意しましょう。

○ 万一トラブルにあったら、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターに相談してください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや!)」)



きっぱり断わり、
中途解約手続き
を進めましょう。

発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890